

浦添市認知症カフェ設置・運営業務
(認知症地域支援・ケア向上事業)委託
公募型プロポーザル方式 実施要項

浦 添 市

I 目的・概要

1 目的

介護保険法(平成9年法律第123号。以下、「法」という。)に基づき、認知症の人が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう、認知症の人に対して効果的な支援が行われる体制の構築と地域の実情に応じた認知症ケアの向上を図るため「認知症カフェ」の設置及び運営を受託する事業者を募集し、公募型プロポーザル方式により選定します。

2 認知症カフェの設置数及び日常生活圏域

今回募集する認知症カフェの設置数及び日常生活圏域は次のとおりとする。

設置数	日常生活圏域	担当区域(行政区)
1	仲西中学校区	仲西・城間・大平・宮城・屋富祖・浅野浦・キャンプキンザー
1	浦西中学校区	西原一区・西原二区・当山・広栄・浦西・安川・当山ハイツ・陽迎橋

※複数の日常生活圏域への応募可。

3 委託業務

委託する業務は、法第115条の45第2項第6号に規定する事業のうち、次の業務とする。なお、詳細については「実施要項」及び「委託仕様書」を参照すること。

【地域支援事業実施要綱より抜粋】

包括的支援事業(社会保障充実分)

3 認知症総合支援事業(法第115条の45第2項第6号)

(2) 認知症地域支援・ケア向上事業

ウ 事業内容

(イ) 推進員の業務内容

c 以下の①から⑤までの事業実施に関する企画及び調整

③ 認知症の人の家族に対する支援事業

市町村又は市町村が適当と認める者が、「認知症カフェ」等を開設することにより、認知症の人とその家族、地域住民、専門職が集い、認知症の人を支えるつながりを支援し、認知症の人の家族の介護負担の軽減などを図る。

4 人員基準

人員の配置については、以下の(1)、(2)のいずれかを満たす職員を3名以上配置すること。

- (1) 国が実施する「認知症介護指導者養成研修」、「認知症介護実践リーダー研修」、「認知症介護実践者研修」、全国キャラバン・メイト連絡協議会及び自治体等が実施する「認知症キャラバン・メイト養成研修」のいずれかの研修の修了者

- (2) 医師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、言語聴覚士又は精神保健福祉士等の専門的な資格及び認知症ケアに対する経験、または知識を有する者

5 認知症カフェに関する施設、設備及び備品等

- (1) 認知症カフェの運営を行う上で必要な広さを有する施設を使用すること。
- (2) 認知症カフェの開催場所は、高齢者に配慮した設備を有すること。開催場所が2階以上にある場合はエレベーターが設置されていること。
- (3) 施設内には簡易な相談にも対応可能な受付カウンター又は机を設置すること。
- (4) 施設内には相談機能を有する専用スペース又は部屋を設置すること。
- (5) 認知症カフェ開催日には、専用の駐車場を3台以上確保すること。
- (6) 市の公共事業を受託している自覚のもと、名札、名刺、パンフレット等についても市民が見て誤解を受けないよう、受託法人名及び受託法人系列の事務所の名称等の情報を記載しないこと。
- (7) 上記に要する経費は、受託者が負担すること。なお、上記に関する契約について、浦添市は一切関与しないものとする。

6 認知症カフェの運営について

- (1) 毎月1回以上、合計4時間以上開催すること。
- (2) 定期的に認知症に関する講話等を企画すること。
- (3) 決められた日常生活圏域内で開催すること。
- (4) 定期的に認知症の本人同士が語り合う場（本人ミーティング）、家族が語り合う場を開催すること。

7 委託予定期間

令和8年7月1日から令和9年3月31日まで

※受託者が介護保険法及びこれに関連する政令等に定められた事項を遵守しない場合等は、期間の満了を待たずに契約を解除する場合があります。

8 再委託の禁止

業務の全部を第三者に委託し請け負わせることはできません。

II 参加要件

1 参加資格

事業を適切、公正、中立かつ安定的に実施することができる次の要件を全て満たす事業者とする。

- ① 令和8年1月1日時点で法人格を有しているもの。
- ② 令和8年1月1日以前より、浦添市内で主たる事務所または介護保険関連事業所を有し、継続して運営していること。
- ③ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- ④ 市税の滞納が無いこと。
- ⑤ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「法」という。)に規定する、暴力団(法第2条第1項第2号に規定する暴力団をいう。)、暴力団員(法第2条第1項第6号に規定する暴力団員をいう。)又は暴力団関係者に該当しないこと。
- ⑥ 人員の配置について、契約締結日までには、配置すべき職種を配置していること。

2 参加方法

(1) 提出書類

- ① 提出書類チェックリスト
- ② 浦添市認知症カフェ設置・運営業務(認知症地域支援・ケア向上事業)委託公募型プロポーザル方式参加申込書(様式1)
- ③ 誓約書(様式2)
- ④ 希望する日常生活圏域(様式3)
- ⑤ 浦添市認知症カフェ設置・運営業務(認知症地域支援・ケア向上事業)委託に関する企画提案書(様式4、様式4-1～様式4-10)
- ⑥ 職員の配置計画書(様式5)
- ⑦ 配置予定職員の「研修修了証明書」、「資格証明書」の写し
- ⑧ 法人の概要及び事業実績の概要
- ⑨ 法人代表者経歴書
- ⑩ 見積書(任意の様式とする。また、食材費・飲食費は含まない)
- ⑪ 法人の登記事項証明書(原本とし、応募の3ヶ月以内に発行されたもの)
- ⑫ 浦添市税の滞納がない証明書

※複数の日常生活圏域に応募する場合は、応募する日常生活圏域ごとに書類を提出してください。

(2) 提出期間および時間

令和8年5月1日(金) から 令和8年5月18日(月)

※土日祝日を除く午前9時00分から午後4時00分までとします。

※期間終了後の受付は行いません。

(3) 提出場所 浦添市役所1階

福祉健康部いきいき高齢支援課在宅支援係

(4) 提出部数 正本1部 副本5部* (※提出書類①～⑩のみ)

(5) 提出方法

- ・「(3) 提出場所」へ持参により提出すること。
- ・郵送等での受け付けは行いません。

(6) 提出にあたっての留意点

- ① 提出書類はA4 縦型フラットファイルに左閉じとし、様式ごと(書類ごと)に見出しのインデックスを貼付すること。
- ② 提出後の書類の追加、変更はできません。
- ③ 書類提出にかかる費用は、すべて申請者の負担とします。
- ④ 提出された書類の返却はできません。
- ⑤ 提出された書類は、浦添市情報公開条例に基づき、公開する場合があります。

3 質問書の受付

質問がある場合は質問書(様式6)に記載しFAXまたは電子メールにて提出。

(1) 受付期間および時間：令和8年4月9日(木)から令和8年4月24日(金)の午後5時00分

※質問書の送信後は、浦添市役所まで受信済の確認の連絡を必ず行うこと。

※期間終了後の受付は行いません。

(2) 質問の回答：令和8年4月30日(木)に浦添市ホームページにて公開します。

III 選定基準

1 選定方法

- (1) 参加者から提出された企画提案書による書類審査。
- (2) 委託する法人は、浦添市認知症カフェ設置・運營業務(認知症地域支援・ケア向上事業)委託に係る選定委員の審査により、予定候補者が選考され、市長が決定します。尚、本委託は公募型プロポーザル方式のため、見積額の比較により選定されるものではありません。

2 選定結果の発表及び公表

- (1) 選考結果は、参加者全員に郵送にて通知します。
- (2) 選考結果の開示請求のあった場合においては、その請求者である当該法人の総合計点のみ開示します。

IV 選定後について

1 予定候補者との協議・契約

選定された予定候補者と本市との間で委託条件等に関する協議を行い、事業委託にかかる契約を締結します。

なお、予定候補者と本市との協議が整わない場合、又は予定候補者が委託事業を遂行することが困難となる場合は、原則として次点候補者と協議を行います。

また、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合があります。

2 運営財源について

(1) 予算額 390,000 円 以内（1 か所あたり）

(2) 委託料の支払い

契約締結後に、受託者の請求により一括払い（概算払い）。

その他、詳細については契約書にてこれを定めます。

V スケジュール

- ① 公募期間 : 4月9日(木)～5月18日(月)
- ② 質問受付 : 4月9日(木)～4月24日(金)
- ③ 質問への回答 : 4月30日(木)
- ④ 申請書類の受付 : 5月1日(金)～5月18日(月)
- ⑤ 予定候補者の決定 : 5月27日(水)頃

V 問い合わせ先

浦添市 福祉健康部 いきいき高齢支援課 在宅支援係

担当：仲地 李乃

〒901-2501 浦添市安波茶 1-1-1

T E L : 098-876-1292(内線 3542)

F A X : 098-876-5011

電子メール : iksien@city.urasoe.lg.jp